

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第13条に基づく報告書（補遺）

平成13年4月27日

株式会社新潟中央銀行

I. はじめに

当行は、平成11年10月1日、預金等の払戻しを停止するおそれがあると判断し、「金融機能再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という）第68条第1項に基づき、金融再生委員会にその旨の申し出を行ない、翌日、同法第8条第1項に基づき、同委員会より金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けました。

金融再生法第13条では、金融整理管財人は就職後遅滞なく、当行がかかる事態に立ち至った経緯等について調査し、金融再生委員会に報告しなければならないと定めております。調査作業については、金融整理管財人のもと直ちに開始し、平成11年12月に報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が、金融再生法第18条に基づき行った、当行の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

Ⅱ. 旧経営陣に対する責任追及に関する措置について

1. はじめに

新潟中央銀行の金融整理管財人は、金融再生法第18条において当行の旧経営陣すなわち取締役、監査役及びこれらの経験者に対する責任追及を行うことが職務とされていることから、就職後直ちに預金保険機構から派遣された実務精通者を中心に内部調査事務局を設置し、精力的に調査を行いました。

この内部調査事務局の調査結果を踏まえ、また民事責任追及については、訴訟代理人である弁護士の補助を受け慎重に検討を重ねました。

当行の行った責任追及に必要な措置は、以下のとおりであります。

2. 刑事責任追及について

(1) 特別背任

金融整理管財人は、平成13年2月7日及び同年4月10日付で、新潟地方検察庁及び新潟県警察本部に対し、大森龍太郎元頭取及び永村弘志元頭取2名の旧経営陣を、以下の2件の案件について特別背任で告訴いたしました。

① (株) 富士ゴルフリゾート及び(株) 富士中央ゴルフ倶楽部案件

回収不能が確実な債務者であるに拘らず、適切な債権保全措置をとらずに(株) 富士ゴルフリゾートを経由し、(株) 富士中央ゴルフ倶楽部に融資(約30億円)した迂回融資案件

② (株) 富士マナファーム、(株) 本栖高原ホテル及び(株) 富士中央ゴルフ倶楽部案件

回収不能が確実な債務者であるに拘らず、適切な債権保全措置をとらずに、(株) 富士マナファーム及び(株) 本栖高原ホテルを経由する等して、(株) 富士中央ゴルフ倶楽部に融資(約15億円)した迂回融資案件

(2) 起訴の状況

① 平成13年2月28日(事件番号新潟地方裁判所平成13年(わ)第58号)

特別背任により、大森龍太郎、永村弘志の2名を起訴

② 平成13年4月18日(事件番号新潟地方裁判所平成13年(わ)第120号)

特別背任により、大森龍太郎、永村弘志の2名を起訴

民事責任の追及について（事件番号新潟地方裁判所平成13年（ワ）第119号）

金融整理管財人は、平成13年3月13日付で、地域産業振興（株）及び（株）南宮崎リサイクルセンターに対する融資実行が商法違反であったことにより、大森龍太郎、今村幸司、佐藤秀一、立川満、高橋篤生、大森寛、永村弘志、中澤久雄、大倉八郎、志賀英雄及び高野康平に対し、以下の2案件につき、総額21億円の損害賠償請求訴訟を新潟地方裁判所に提起いたしました。

（1）地域産業振興（株）案件

損害額 15億円
訴額 8億円

（2）（株）南宮崎リサイクルセンター案件

損害額 約25億円
訴額 13億円

（3）保全処分

平成13年2月5日、前記11名の責任財産に対し、仮差押命令申立を行いました。（仮差押金額約5億円）

以上